

旭川市保健所運営協議会における報告事項

担当課 保健総務課

【報告事項】

初期救急医療体制（夜間、休日等の救急診療）における診療時間の変更について

【説明要旨】

初期救急医療体制（夜間、休日等の救急診療）における診療時間の変更について報告いたします。

1 診療時間の変更案に対する意見提出手続（パブリックコメント）の結果

(1) 募集期間

平成30年8月27日（月）～平成30年9月28日（金）

(2) 意見提出数等

2件（個人2名）

～いずれの意見も変更案とほぼ同様の内容であり、修正を必要とするものではありませんでした。

2 初期救急医療体制（夜間、休日等の救急診療）における診療時間の変更

(1) 変更内容

在宅当番医の診療時間を次のとおり変更いたします。

[内科及び外科]

	現 在（診療時間）	変更後（受付時間）
夜間 [毎日]	18時 ～ 22時(※1)	18時 ～ 21時(※1)
土曜日	13時 ～ 18時	13時 ～ 17時
休日 (※2)	9時 ～ 18時	9時 ～ 17時

変更後は受付時間となり、時間内に受付（来院）された方を診療します。

※1 外科の一部の日の夜間は、翌朝8時まで

※2 休日～日曜日、国民の祝日・振替休日、年末年始（12月30日～1月3日）、
8月15日

(2) 施行日

平成30年12月1日

3 周知方法

(1) こうほう旭川市民「あさひばし」11月号に掲載（各戸配布済み）

(2) 市のホームページに掲載

(3) 各関係機関へ通知